

第2節 労働争議調整事件の概要

平成8年から平成27年の20年間において、取り扱った事件の概要は次のとおりである。

【平成8年】

平成8年に係属した調整事件は13件（うち平成7年からの繰越し2件（平成7年（調）第3号事件及び第5号事件）、うち平成9年へ繰越し2件（平成8年（調）第7号事件及び第9号事件））で、全てあっせんであった。

平成7年（調）第3号事件

〔申請日：平成7年12月7日
終結日：平成8年1月31日（取下げ）〕

平成7年（調）第3号事件は、労働組合から、退職金算定にあたって採用された年の4月分が切り捨てられているとして、退職金差額の支払いをあっせん事項として申請された事件であった。

その後、労使間の自主交渉で妥結に至ったため、平成8年1月31日に申請者側からのあっせん申請取下げにより、本事件は終結した。

平成7年（調）第5号事件

〔申請日：平成7年12月12日
あっせん1回
終結日：平成8年4月17日（解決）〕

平成7年（調）第5号事件は、労働組合から、歩合引下げによる差額賃金の支払いをあっせん事項として申請された事件であった。

平成8年4月11日に第1回あっせんを実施し、労使双方の歩み寄りを図るためにあっせんを進めた。調整の結果、労使双方の主張に歩み寄りが見られたことから、あっせん案を提示したところ、労働組合から同年4月16日、使用者から同年4月17日に、あっせん案受諾の文書回答があり、本事件は解決した。

平成8年（調）第1号事件

〔申請日：平成8年3月1日
あっせん1回
終結日：平成8年5月23日（取下げ）〕

平成8年（調）第1号事件は、使用者から、退職金制度の改定をあっせん事項として申請された事件であった。

平成8年3月15日に第1回あっせんを実施し、労使双方の歩み寄りを図るためあっせんを進めた。調整の結果、労使双方の主張に歩み寄りが見られなかつたところであったが、あっせん員が使用者に説得したところ、使用者から「退職金制度について案を作成するので、1週間程度待つてほしい。」との回答があった。これを受け、労働組合に意向を打診したところ承諾を得られたので、次回あっせんを同年3月25日に開催することとし、その間に使用者が案を提示し、それに基づいて自主交渉を行うこととなり、同年3月22日に団体交渉が行われた結果、労使双方が大筋で合意に至り、3月25日に予定していた第2回あっせんは中止された。

同年5月23日に申請者側からのあっせん申請取下げにより、本事件は終結した。

平成8年（調）第2号事件

申請日：平成8年3月11日
あっせん5回
終結日：平成8年8月12日（解決）

平成8年（調）第2号事件は、労働組合から、定年延長をあっせん事項として申請された事件であった。

平成8年4月26日に第1回あっせん、同年5月22日に第2回あっせん、同年6月19日に第3回あっせん、同年7月9日に第4回あっせん、同年8月7日に第5回あっせんを実施し、労使双方の歩み寄りを図るためにあっせんを進めた。調整の結果、労使双方の主張に歩み寄りが見られたことから、あっせん案を提示したところ、同年8月12日に労使双方からあっせん案受諾の文書回答があり、本事件は解決した。

平成8年（調）第3号事件

申請日：平成8年4月1日
あっせん1回
終結日：平成8年4月15日（解決）

平成8年（調）第3号事件は、労働組合から、①平成8年度賃上げの早期回答、②誠実団交をあっせん事項として申請された事件であった。

平成8年4月10日に第1回あっせんを実施し、労使双方の歩み寄りを図るためにあっせんを進めた。調整の結果、労使双方の主張の歩み寄りが見られたことから、あっせん案を提示したところ、労働組合から同年4月15日に、使用者から同年4月12日に、あっせん案受諾の文書回答があり、本事件は解決した。

平成8年（調）第4号事件

申請日：平成8年5月20日
あっせん5回
終結日：平成8年8月29日（解決）

平成8年（調）第4号事件は、労働組合から、①工場閉鎖に伴う雇用と労働条件、②平成7年度決算手当の支給、③平成8年度賃上げをあっせん事項として申請された事件であった。

平成8年6月17日に第1回あっせん、同年7月8日に第2回あっせん、同年7月25日に第3回あっせん、同年8月2日に第4回あっせん、同年8月22日に第5回あっせんを実施し、労使双方の歩み寄りを図るためにあっせんを進めた。調整の結果、労使双方の主張に歩み寄りが見られたことから、あっせん案を提示したところ、同年8月29日に労使双方からあっせん案受諾の文書回答があり、本事件は解決した。

平成8年（調）第5号事件

申請日：平成8年6月4日
あっせん2回
終結日：平成8年7月26日（打切り）

平成8年（調）第5号事件は、労働組合から、平成8年度賃上げをあっせん事項として申請された事件であった。

平成8年7月2日に第1回あっせん、同年7月26日に第2回あっせんを実施し、労使双方の歩み寄りを図るためにあっせんを進めた。調整の結果、労使双方の主張の隔たりが大きいことから、あっせん員の協議の結果、これ以上、労使双方の歩み寄りを図ることは困難であると判断し、あっせんを打ち切った。

平成 8 年（調）第 6 号事件

〔申請日：平成 8 年 10 月 28 日〕

あっせん 1 回

〔終結日：平成 8 年 12 月 5 日（解決）〕

平成 8 年（調）第 6 号事件は、労働組合から、①平成 8 年夏期一時金の早期支給、②職員の一方的嘱託化の撤回、③就業規則の早期制定、④財務内容の組合への提示、⑤組合承認、団交促進等の労使関係の正常化をあっせん事項として申請された事件であった。

平成 8 年 11 月 28 日に第 1 回あっせんを実施し、労使双方の歩み寄りを図るためあっせんを進めた。調整の結果、労使双方の主張に歩み寄りが見られたことから、あっせん案を提示したところ、労働組合から同年 12 月 4 日に、使用者から同年 12 月 5 日に、あっせん案受諾の文書回答があり、本事件は解決した。

平成 8 年（調）第 7 号事件

〔申請日：平成 8 年 11 月 19 日〕

〔終結日：平成 9 年 1 月 21 日（取下げ）〕

平成 8 年（調）第 7 号事件は、労働組合から、①組合員の解雇問題にかかる早期団交開催とその促進、②就業規則及びその付属規程の組合への提示、③11 月 30 日付け解雇の凍結及び撤回をあっせん事項として申請された事件であった。

その後、労使間の自主交渉で妥結に至ったため、平成 9 年 1 月 21 日に申請者側からのあっせん申請取下げにより、本事件は終結した。

平成 8 年（調）第 8 号事件

〔申請日：平成 8 年 12 月 10 日〕

あっせん 1 回

〔終結日：平成 8 年 12 月 20 日（解決）〕

平成 8 年（調）第 8 号事件は、労働組合から、平成 8 年年末一時金の昨年度以上の支給をあっせん事項として申請された事件であった。

平成 8 年 12 月 18 日に第 1 回あっせんを実施し、労使双方の歩み寄りを図るためあっせんを進めた。調整の結果、労使双方の主張に歩み寄りが見られたことから、あっせん案を提示したところ、労働組合から同年 12 月 20 日に、使用者から同年 12 月 19 日に、あっせん案受諾の文書回答があり、本事件は解決した。

平成 8 年（調）第 9 号事件

〔申請日：平成 9 年 12 月 12 日〕

〔終結日：平成 9 年 3 月 3 日（取下げ）〕

平成 8 年（調）第 9 号事件は、労働組合から、平成 8 年年末一時金支給にかかる査定撤回をあっせん事項として申請された事件であった。

第 1 回あっせんを平成 8 年 12 月 20 日に予定していたが、同年 12 月 19 日に団体交渉が行われた結果、労使双方が大筋で合意に至り、申請者側からのあっせん申請取下げにより、本事件は終結した。

平成 8 年（調）第 10 号事件

〔申請日：平成 8 年 12 月 17 日〕

〔終結日：平成 8 年 12 月 25 日（取下げ）〕

平成 8 年（調）第 10 号事件は、労働組合から、平成 8 年年末一時金の昨年度以上の支給をあっせん事項として申請された事件であった。

その後、申請者側から「時間的な制約も考慮し、年内支給の実現を目指して自主交渉で解決したい」との連絡があり、平成8年12月25日に申請者側からのあっせん申請取下げにより、本事件は終結した。

平成8年（調）第11号事件

申請日：平成8年12月17日

あっせん1回

終結日：平成8年12月27日（解決）

平成8年（調）第11号事件は、労働組合から、平成8年年末一時金の昨年度以上の支給をあっせん事項として申請された事件であった。

平成8年12月25日に第1回あっせんを実施し、労使双方の歩み寄りを図るためあっせんを進めた。調整の結果、労使双方の主張に歩み寄りが見られたことから、あっせん案を提示したところ、同年12月27日に労使双方からあっせん案受諾の文書回答があり、本事件は解決した。

【平成9年】

平成9年に係属した調整事件は10件（うち平成8年からの繰越し2件（平成8年（調）第7号事件及び第9号事件）、うち平成10年へ繰越し1件（平成8年（調）第8号事件））で、あっせんが9件、調停が1件であった。

平成9年（調）第1号事件

申請日：平成8年12月27日（受理日1月6日）

あっせん1回

終結日：平成9年1月31日（解決）

平成9年（調）第1号事件は、労働組合から、①平成8年年末一時金の昨年度以上の支給、②給料のワタリ基準の確立をあっせん事項として申請された事件であった。

平成9年1月21日に第1回あっせんを実施し、労使双方の歩み寄りを図るためあっせんを進めた。調整の結果、労使双方の主張に歩み寄りが見られたことから、あっせん案を提示したところ、同年1月31日に労使双方からあっせん案受諾の文書回答があり、本事件は解決した。

平成9年（調）第2号事件

申請日：平成9年5月21日（受理日22日）

終結日：平成9年6月17日（打切り）

平成9年（調）第2号事件は、労働組合から、平成9年度賃上げをあっせん事項として申請された事件であった。

平成9年6月17日、被申請者側からあっせんを応諾しない旨の最終的な意思表示が示されたため、会長は当該あっせんをこれ以上継続することは困難であるとの考えを示したうえで、調整課長をあっせん員に指名し、同日、同課長はあっせんを打ち切った。

平成9年（調）第3号事件

申請日：平成9年6月26日

あっせん1回

終結日：平成9年7月15日（打切り）

平成9年（調）第3号事件は、労働組合から、①平成9年夏季一時金の昨年度以上の支給、

②平成9年賃上げ、③メーデー参加者に対する賃金カットの取消しと義務免制度の確立、④「社員の皆さんへのアピール」文の撤回、⑤役員の賃金実態を含めた経理の全面公開をあっせん事項として申請された事件であった。

平成9年7月15日に第1回あっせんを実施し、労使双方の歩み寄りを図るためあっせんを進めた。調整の結果、労使双方の主張の隔たりが大きいことから、あっせん員の協議の結果、これ以上、労使双方の歩み寄りを図ることは困難であると判断し、あっせんを打ち切った。

平成9年（調）第4号事件

申請日：平成9年8月19日

あっせん1回

終結日：平成9年9月4日（解決）

平成9年（調）第4号事件は、労働組合から、①賃金体系の一方的改悪の撤回、平成9年賃金引上げを回答し妥結すること、②平成9年夏季一時金を現行どおり支給すること、③時間外労働にかかる未払い賃金の支払い、④労働条件を医療生協と同一にするか組合員の身分を医療生協とすること、⑤今後支配介入しないことを文書で誓約すること、⑥今後、団体交渉は会社回答を統一するなど当事者能力をもって誠実に応じること、⑦今後の会社運営につき、または会社が破産等の事態に至ったときは、医療生協が全責任を負うことをあっせん事項として申請された事件であった。

平成9年9月4日に第1回あっせんを実施し、労使双方の歩み寄りを図るためあっせんを進めた。調整の結果、労使双方の主張に歩み寄りが見られたことから、あっせん案を提示したところ、同年9月30日に労使双方からあっせん案受諾の文書回答があり、本事件は解決した。

平成9年（調）第5号事件

申請日：平成9年8月29日

あっせん1回

終結日：平成9年9月29日（解決）

平成9年（調）第5号事件は、労働組合から、①夏季一時金をはじめとする団体交渉の促進、②施設利用禁止の解除をあっせん事項として申請された事件であった。

平成9年9月24日に第1回あっせんを実施し、労使双方の歩み寄りを図るためあっせんを進めた。調整の結果、労使双方の主張に歩み寄りが見られたことから、あっせん案を提示したところ、同年9月29日に労使双方からあっせん案受諾の文書回答があり、本事件は解決した。

平成9年（調）第6号事件

申請日：平成9年9月2日

あっせん2回

終結日：平成9年12月12日（解決）

平成9年（調）第6号事件は、労働組合から、①賃上げ及び夏季一時金の昨年度以上の支給、②嘱託職員A氏の待遇改善をあっせん事項として申請された事件であった。

平成9年11月10日に第1回あっせん、同年12月3日に第2回あっせんを実施し、労使双方の歩み寄りを図るためにあっせんを進めた。調整の結果、労使双方の主張に歩み寄りが見られたことから、あっせん案を提示したところ、労働組合から同年12月5日に、使用者から同年12月12日に、それぞれからあっせん案受諾の文書回答があり、本事件は解決した。

平成9年（調）第7号事件

申請日：平成9年9月29日

調停3回

終結日：平成9年11月7日（打切り）

平成9年（調）第7号事件は、労働組合から、労使合意のない一時金査定基準を是正し、平成7年夏季に遡り未払い分を支給することを調停事項として申請された事件であった。

平成9年10月9日に第1回調停委員会、同年10月31日に第2回調停委員会、同年11月7日に第3回調停委員会を開催し、労使双方の歩み寄りを図るため調停を進めた。調整の結果、労使双方の主張の隔たりが大きいことから、調停委員会の協議の結果、これ以上、労使双方の歩み寄りを図ることは困難であると判断し、調停を打ち切った。

平成9年（調）第8号事件

申請日：平成9年12月25日

あっせん1回

終結日：平成10年2月16日（取下げ）

平成9年（調）第8号事件は、労働組合から、①年末一時金の昨年度以上の支給、②年末年始出勤手当にかかる団体交渉の開催、③団体交渉の場への当事者能力のある者の出席をあっせん事項として申請された事件であった。

平成10年1月27日に第1回あっせんを実施し、労使双方の歩み寄りを図るためあっせんを進めた。調整の結果、労使双方の主張の隔たりが大きく、第1回あっせんは終了したが、その後、労使間の自主交渉で妥結に至ったため、同年2月16日に申請者側からのあっせん申請取下げにより、本事件は終結した。

【平成10年】

平成10年に係属した調整事件は4件（うち平成9年からの繰越し1件（平成9年（調）第8号事件））で、全てあっせんであった。

平成10年（調）第1号事件

申請日：平成10年1月5日

あっせん2回

終結日：平成10年3月12日（取下げ）

平成10年（調）第1号事件は、労働組合から、平成9年度冬季一時金の昨年度以上の支給をあっせん事項として申請された事件であった。

平成10年1月29日に第1回あっせん、同年2月16日にあっせんを実施し、労使双方の歩み寄りを図るためあっせんを進めた。調整の結果、労使双方の主張の隔たりが大きく、第2回あっせんは終了したが、その後、労使間の自主交渉で妥結に至ったため、同年3月12日に、申請者側からのあっせん申請取下げにより、本事件は終結した。

平成10年（調）第2号事件

申請日：平成10年4月2日

終結日：平成10年5月11日（取下げ）

平成10年（調）第2号事件は、労働組合から、①団体交渉の促進、②解雇及び厳重注意处分の撤回をあっせん事項として申請された事件であった。同年5月1日に地位保全を求めた仮処分申請の第3回審尋が行われ、使用者側が依頼退職の要請を撤回し労使双方が運営に協力することで和解が成立したため、同年5月11日に申請者側からのあっせん申請取り下げに

より、本事件は終結した。

平成 10 年（調）第 3 号事件

〔申請日：平成 10 年 12 月 8 日
終結日：平成 10 年 12 月 21 日（取下げ）〕

平成 10 年（調）第 3 号事件は、労働組合から、平成 10 年度年末一時金の増額をあっせん事項として申請された事件であった。第 1 回あっせん前に自主交渉により労使双方が妥結したため、平成 10 年 12 月 21 日に、申請者側からのあっせん申請取下げにより、本事件は終結した。

【平成 11 年】

平成 11 年に係属した調整事件は 4 件で、全てあっせんであった。

平成 11 年（調）第 1 号事件

〔申請日：平成 11 年 1 月 5 日（受理日 6 日）
あっせん 1 回
終結日：平成 11 年 1 月 25 日（解決）〕

平成 11 年（調）第 1 号事件は、労働組合から、平成 10 年度年末一時金及び査定の導入をあっせん事項として申請された事件であった。

平成 11 年 1 月 18 日に第 1 回あっせんを実施し、労使双方の歩み寄りを図るためあっせんを進めた。調整の結果、労使双方の主張に歩み寄りが見られたことから、あっせん案を提示したところ、同年 1 月 25 日に労使双方からあっせん案受諾の文書回答があり、本争議は解決した。

平成 11 年（調）第 2 号事件

〔申請日：平成 11 年 2 月 5 日
終結日：平成 11 年 6 月 7 日（取下げ）〕

平成 11 年（調）第 2 号事件は、労働組合から、人事制度改定に伴う上部団体を入れた団体交渉をあっせん事項として申請された事件であった。同年 5 月 31 日のトップ交渉の結果、労使双方の最終合意が図られたため、同年 6 月 7 日に申請者側からのあっせん申請取下げにより、本事件は終結した。

平成 11 年（調）第 3 号事件

〔申請日：平成 11 年 6 月 14 日（受理日 15 日）
あっせん 2 回
終結日：平成 11 年 7 月 30 日（解決）〕

平成 11 年（調）第 4 号事件は、労働組合から、①賃金改訂、②時間外労働算定歩合をあっせん事項として申請された事件であった。

平成 11 年 7 月 5 日に第 1 回あっせん、同年 7 月 19 日に第 2 回あっせんを実施し、労使双方の歩み寄りを図るためにあっせんを進めた。調整の結果、労使双方の主張に歩み寄りが見られたことから、あっせん案を提示したところ、労働組合から同年 7 月 19 日に、使用者から同年 7 月 30 日に、それぞれからあっせん案受諾の文書回答があり、本事件は解決した。

平成 11 年（調）第 4 号事件

申請日：平成 11 年 6 月 14 日（受理日 15 日）

あっせん 2 回

終結日：平成 11 年 7 月 30 日（解決）

平成 11 年（調）第 4 号事件は、労働組合から、①賃金改訂、②時間外労働算定歩合をあっせん事項として申請された事件であった。

なお、本事件の労使関係は、経営上、労務関係上ともに平成 11 年（調）第 3 号事件の被申請者（以下、X とする。）と密接な関係があるため、団体交渉は 2 つの法人が同席し、一括して交渉している。通常、X と労働組合が妥結した内容で、本事件の労使関係においても妥結するのが労使慣行となっている。

したがって、申請手続上は、法人格が違うために 2 つの申請書を要するが、あっせんは、労使慣行にしたがって両法人を一括で行うこととした。

よって、あっせんの経過については、平成 11 年（調）第 3 号事件を参照されたい。

【平成 12 年】

平成 12 年に係属した調整事件は 7 件（うち平成 13 年へ繰越 1 件（平成 12 年（調）第 7 号事件））で、全てあっせんであった。

平成 12 年（調）第 1 号事件

申請日：平成 12 年 3 月 31 日

あっせん 1 回

終結日：平成 12 年 4 月 18 日（解決）

平成 12 年（調）第 1 号事件は、労働組合から、嘱託職員 A の雇用延長をあっせん事項として申請された事件であった。

平成 12 年 4 月 17 日に第 1 回あっせんを実施し、労使双方の歩み寄りを図るためあっせんを進めた。調整の結果、労使双方の主張に歩み寄りが見られたことから、あっせん案を提示したところ、同年 4 月 18 日に労使双方からあっせん案受諾の文書回答があり、本事件は解決した。

平成 12 年（調）第 2 号事件

申請日：平成 12 年 4 月 17 日

終結日：平成 12 年 4 月 21 日（打切り）

平成 12 年（調）第 2 号事件は、労働組合から、企業閉鎖に伴う退職条件をあっせん事項として申請された事件であった。

あっせん申請受付後、被申請者側に対しあっせんに応じるよう働きかけたが、あっせんに応じない旨の回答があったため、平成 12 年 4 月 21 日に、会長は当該あっせんをこれ以上継続することは困難であるとの考えを示したうえで、調整課長をあっせん員に指名し、同日、同調整課長はあっせんを打ち切った。

平成 12 年（調）第 3 号事件

申請日：平成 12 年 5 月 31 日

あっせん 2 回

終結日：平成 12 年 6 月 30 日（解決）

平成 12 年（調）第 3 号事件は、労働組合から、①期末手当・寒冷地手当カットと同時に賃金制度を改善すること、②「就業規則の改定は労使間で協議していく」という労使間での「確

認書」解約の撤回をあっせん事項として申請された事件であった。

平成 12 年 6 月 13 日に第 1 回あっせん、同年 6 月 27 日に第 2 回あっせんを実施し、労双方の歩み寄りを図るためあっせんを進めた。調整の結果、労使双方の主張に歩み寄りが見られたことから、あっせん案を提示したところ、労働組合から同年 6 月 29 日に、使用者から同年 6 月 30 日に、それぞれからあっせん案受諾の文書回答があり、本事件は解決した。

平成 12 年（調）第 4 号事件

申請日：平成 12 年 6 月 14 日

あっせん 1 回

終結日：平成 12 年 8 月 3 日（取下げ）

平成 12 年（調）第 4 号事件は、労働組合から、退職金未払い問題と 2000 年春季生活闘争の団交応諾をあっせん事項として申請された事件であった。

平成 12 年 6 月 14 日に、「あっせん申請」と同時に「不当労働行為救済申立」も同日付けでなされたことから、会長の判断で審査手続を優先して進めることとした。

その後、審査手続を進める過程で、当事者間で自主交渉がもたれた。同年 7 月 7 日に第 1 回団体交渉が行われ、その後同年 7 月 27 日まで計 5 回の団体交渉が行われた。同日、労使間で協定書を締結したため、同年 8 月 3 日に申請者側からのあっせん申請取下げにより、本事件は終結した。

平成 12 年（調）第 5 号事件

申請日：平成 12 年 8 月 9 日

あっせん 1 回

終結日：平成 12 年 9 月 7 日（解決）

平成 12 年（調）第 5 号事件は、労働組合から、平成 12 年度賃金及び年間一時金の引き上げをあっせん事項として申請された事件であった。

平成 12 年 9 月 4 日に第 1 回あっせんを実施し、労使双方の歩み寄りを図るためあっせんを進めた。調整の結果、労使双方の主張に歩み寄りが見られたことから、あっせん案を提示したところ、同年 9 月 7 日に労働組合及び使用者からあっせん案受諾の文書回答があり、本事件は解決した。

平成 12 年（調）第 6 号事件

申請日：平成 12 年 11 月 20 日

あっせん 2 回

終結日：平成 13 年 1 月 16 日（打切り）

平成 12 年（調）第 6 号事件は、労働組合から、従来通りの冬期賞与の決定をあっせん事項として申請された事件であった。

平成 12 年 12 月 11 日に第 1 回あっせん、平成 13 年 1 月 16 日に第 2 回あっせんを実施し、労使双方の歩み寄りを図るためあっせんを進めた。調整の結果、労使双方の主張の隔たりが大きいことから、あっせん員の協議の結果、これ以上、労使双方が歩み寄りを図ることは困難であると判断し、あっせんを打ち切った。

平成 12 年（調）第 7 号事件

申請日：平成 12 年 12 月 25 日

あっせん 2 回

終結日：平成 13 年 2 月 2 日（取下げ）

平成 12 年（調）第 7 号事件は、労働組合から、2000 年冬期一時金の支給をあっせん事項

として申請された事件であった。他県労委で行われていたあっせんが打切りとなったことから、当該労組において、今後の対応を協議した結果、あっせん申請を取り下げて、自主交渉していくこととなつたため、平成13年2月2日に申請者側からのあっせん申請取下げにより、本事件は終結した。

【平成13年】

平成13年に係属した調整事件は7件（うち平成12年からの繰越し2件（平成12年（調）第6号及び第7号事件）、うち平成14年に繰越し2件（平成13年（調）第3号事件及び第5号事件））で、全てあっせんであった。

平成13年（調）第1号事件

〔申請日：平成13年7月3日
あっせん1回
終結日：平成13年7月30日（打切り）〕

平成13年（調）第1号事件は、労働組合から、嘱託員Aの2001年度の賃金引き上げについて「正職員と均等な待遇として引き上げる」ことをあっせん事項として申請された事件であった。

平成13年7月30日に第1回あっせんを実施し、労使双方の歩み寄りを図るためあっせんを進めた。調整の結果、労使双方の主張の隔たりが大きいことから、あっせん員の協議の結果、これ以上、労使双方が歩み寄りを図ることは困難であると判断し、あっせんを打ち切った。

平成13年（調）第2号事件

〔申請日：平成13年7月6日
あっせん1回
終結日：平成13年7月25日（解決）〕

平成13年（調）第2号事件は、使用者から、「夏季給与付与内容変更について」をあっせん事項として申請された事件であった。

平成13年7月23日に第1回あっせんを実施し、労使双方の歩み寄りを図るためあっせんを進めた。調整の結果、労使双方の主張に歩み寄りが見られたことから、あっせん案を提示したところ、同年7月25日に労使双方からあっせん案受諾の文書回答があり、本争議は解決した。

平成13年（調）第3号事件

〔申請日：平成13年8月6日（受理日7日）
終結日：平成13年1月10日（取下げ）〕

平成13年（調）第3号事件は、労働組合から、①使用者は、当労働組合を交渉相手と認め誠実な態度で団体交渉に臨み、合意確認された事項について協定を交わすこと、②使用者は、不当介入、不利益取扱いにあたるような行為を行わないこと、③使用者は、当労働組合員X氏の雇用・労働条件等は当労組との協議・合意によって決定されるものであることを確認することをあっせん事項として申請された事件であった。申請者側の実情調査において、「使用者側から自主交渉の申し入れがあったので、あっせんを開始する前に自主交渉していきたい」という意向が示され、同年12月28日の団体交渉の結果、協定書が締結されたため、平成14年1月10日に申請者側からのあっせん申請取下げにより、本事件は終結した。

平成 13 年（調）第 4 号事件

申請日：平成 13 年 9 月 19 日

あっせん 1 回

終結日：平成 13 年 10 月 3 日（打切り）

平成 13 年（調）第 4 号事件は、労働組合から、2013 年度春闘における、①被申請者（以下、X とする）における「新人事管理制度」の一方的実施（2001 年 10 月から）を中止すること、②労働組合が提案した「X に相応しい人事・賃金制度」を真摯に受け止めるとともに真剣に検討すること、③X は、これまでの労使協議の経過作り（アリバイ作り的）とも言える形式的な団体交渉の姿勢を改め、労組案との摺り合わせを行うなど、労組と誠実に団体交渉を行い労使合意を図ることをあっせん事項として申請された事件であった。

あっせん申請受付後、被申請者側に対しあっせんに応じるよう働きかけたが、あっせんに応じない旨の回答があったため、会長は当該あっせんをこれ以上継続することは困難であるとの考えを示したうえで、調整課長をあっせん員に指名し、同日、同調整課長はあっせんを打ち切った。

平成 13 年（調）第 5 号事件

申請日：平成 13 年 12 月 25 日

終結日：平成 13 年 1 月 8 日（打切り）

平成 13 年（調）第 5 号事件は、労働組合から、「平成 13 年度下期賞与の評価反映について」をあっせん事項として申請された事件であった。

あっせん申請受付後、被申請者側に対しあっせんに応じるよう働きかけたが、あっせんに応じない旨の回答があったため、平成 14 年 1 月 8 日に、会長は当該あっせんをこれ以上継続することは困難であるとの考えを示したうえで、調整課長をあっせん員に指名し、同日、同調整課長はあっせんを打ち切った。

【平成 14 年】

平成 14 年に係属した調整事件は 5 件（うち平成 13 年からの繰越し 2 件（平成 13 年（調）第 3 号及び第 5 号事件））で、あっせんが 4 件、調停が 1 件であった。

平成 14 年（調）第 1 号事件

申請日：平成 14 年 2 月 4 日

調停 4 回

終結日：平成 14 年 5 月 21 日（打切り）

平成 14 年（調）第 1 号事件は、労働組合から、「平成 13 年度下期賞与の評価反映及び新人事制度運用に関する団体交渉の促進について」を調停事項として申請された事件であった。

平成 14 年 2 月 14 日に第 1 回調停委員会、同年 2 月 20 日に第 2 回調停委員会、同年 4 月 17 日に第 3 回調停委員会、同年 5 月 21 日に第 4 回調停委員会を開催し、労使双方の歩み寄りを図るために調停を進めた。調整の結果、労使双方の主張の隔たりが大きいことから、調停委員会の協議の結果、これ以上、労使双方の歩み寄りを図ることは困難であると判断し、調停を打ち切った。

平成 14 年（調）第 2 号事件

申請日：平成 14 年 2 月 26 日

あっせん 1 回

終結日：平成 14 年 5 月 30 日（解決）

平成 14 年（調）第 2 号事件は、使用者から、夏季休暇付与内容変更をあっせん事項として申請された事件であった。

平成 14 年 5 月 30 日に第 1 回あっせんを実施し、労使双方の歩み寄りを図るためあっせんを進めた。調整の結果、労使双方の主張に歩み寄りが見られたことから、あっせん案を提示したところ、労働組合から同年 5 月 30 日に、使用者から同年 5 月 29 日に、それぞれからあっせん案受諾の文書回答があり、本事件は解決した。

平成 14 年（調）第 3 号事件

申請日：平成 14 年 7 月 17 日

あっせん 1 回

終結日：平成 14 年 8 月 14 日（解決）

平成 14 年（調）第 3 号事件は、労働組合から、団体交渉の開催をあっせん事項として申請された事件であった。

平成 14 年 8 月 8 日に第 1 回あっせんを実施し、労使双方の歩み寄りを図るためあっせんを進めた。調整の結果、労使双方の主張に歩み寄りが見られたことから、あっせん案を提示したところ、労働組合から同年 8 月 12 日に、使用者から同年 8 月 14 日に、それぞれからあっせん案受諾の文書回答があり、本事件は解決した。

【平成 15 年】

平成 15 年に係属した調整事件は 3 件（うち平成 16 年への繰越し 1 件（平成 15 年（調）第 3 号事件））で、全てあっせんであった。

平成 15 年（調）第 1 号事件

申請日：平成 15 年 1 月 14 日

あっせん 2 回

終結日：平成 15 年 7 月 28 日（取下げ）

平成 15 年（調）第 1 号事件は、労働組合から、組合員 X の解雇問題と団体交渉の開催をあっせん事項として申請された事件であった。

平成 15 年 3 月 12 日に第 1 回あっせん、同年 3 月 26 日に第 2 回あっせんを実施し、労使双方の歩み寄りを図るためあっせんを進めた。調整の結果、労使双方の主張の隔たりが大きく、第 2 回あっせんは終了した。その後、同年 6 月 27 日に裁判上での和解が成立したため、同年 7 月 28 日に、申請者側からのあっせん申請取下げにより、本事件は終結した。

平成 15 年（調）第 2 号事件

申請日：平成 15 年 6 月 17 日

あっせん 1 回

終結日：平成 15 年 7 月 17 日（解決）

平成 15 年（調）第 2 号事件は、労働組合から、①労働条件の変更、②賃金引き上げをあっせん事項として申請された事件であった。

平成 15 年 7 月 14 日に第 1 回あっせんを実施し、労使双方の歩み寄りを図るためあっせんを進めた。調整の結果、労使双方の主張に歩み寄りが見られたことから、あっせん案を提示したところ、労働組合から同年 7 月 17 日に、使用者から同年 7 月 15 日に、それぞれからあっせん案受諾の文書回答があり、本事件は解決した。

平成 15 年（調）第 3 号事件

〔申請日：平成 15 年 10 月 14 日
終結日：平成 16 年 1 月 16 日（取下げ）〕

平成 15 年（調）第 3 号事件は、労働組合から、「労働協約の履行と誠実団体交渉について」をあっせん事項として申請された事件であった。使用者側の実情調査において、あっせんの前に自主交渉を行いたい旨の意向が示され、労使間で協議を進めた結果、平成 16 年 11 月 10 日と平成 17 年 1 月 8 日に労使協定が締結されたため、同年 1 月 16 日に申請者側からのあっせん申請取下げにより、本事件は終結した。

【平成 16 年】

平成 16 年に係属した調整事件は 2 件（うち平成 15 年から繰越し 1 件（平成 15 年（調）第 3 号事件））で、全てあっせんであった。

平成 16 年（調）第 1 号事件

〔申請日：平成 16 年 7 月 2 日
あっせん 2 回
終結日：平成 16 年 9 月 17 日（解決）〕

平成 16 年（調）第 1 号事件は、労働組合から、組合員 X の解雇撤回をあっせん事項として申請された事件であった。

平成 16 年 8 月 31 日に第 1 回あっせん、同年 9 月 9 日にあっせんを実施し、労使双方の歩み寄りを図るためあっせんを進めた。調整の結果、労使双方の主張に歩み寄りが見られたことから、あっせん案を提示したところ、労働組合から同年 9 月 13 日に、使用者から同年 9 月 17 日に、それぞれからあっせん案受諾の文書回答があり、本事件は解決した。

【平成 17 年】

平成 17 年に係属した調整事件は 3 件（うち平成 18 年へ繰越し 1 件（平成 17 年（調）第 3 号事件））で、全てあっせんであった。

平成 17 年（調）第 1 号事件

〔申請日：平成 17 年 7 月 4 日（受理日 5 日）
終結日：平成 17 年 7 月 19 日（取下げ）〕

平成 17 年（調）第 1 号事件は、労働組合から、団体交渉の応諾をあっせん事項として申請された事件であった。使用者側の実情調査において、団体交渉に応じる意向が示され、労働組合もこれに応じる姿勢を示し、平成 17 年 7 月 13 日に団体交渉が開始されたため、申請者側からのあっせん申請取下げにより、本事件は終結した。

平成 17 年（調）第 2 号事件

〔申請日：平成 17 年 7 月 7 日（受理日 8 日）
あっせん 1 回
終結日：平成 17 年 7 月 19 日（解決）〕

平成 17 年（調）第 2 号事件は、労働組合から、「会社譲渡」を理由とする全員解雇撤回をあっせん事項として申請された事件であった。

平成 17 年 7 月 19 日に第 1 回あっせんを実施し、労使双方の歩み寄りを図るためあっせんを進めた。調整の結果、労使双方の主張に歩み寄りが見られたことから、あっせん案を提示

したところ、労使双方がその場で受諾し、本事件は解決した。

平成 17 年（調）第 3 号事件

| | |
|---------------------------|---|
| 申請日：平成 17 年 11 月 21 日 |) |
| あっせん 2 回 | |
| 終結日：平成 18 年 1 月 16 日（打切り） | |

平成 17 年（調）第 3 号事件は、労働組合から、労働協約の遵守及び誠実な団体交渉をあっせん事項として申請された事件であった。

平成 17 年 12 月 22 日に第 1 回あっせん、平成 18 年 1 月 16 日に第 2 回あっせんを実施し、労使双方の歩み寄りを図るためにあっせんを進めた。調整の結果、労使双方の主張の隔たりが大きいことから、あっせん員の協議の結果、これ以上、労使双方の歩み寄りを図ることは困難であると判断し、あっせんを打ち切った。

【平成 18 年】

平成 18 年に係属した調整事件は 3 件（うち平成 17 年から繰越し 1 件（平成 17 年（調）第 3 号事件））で、全てあっせんであった。

平成 18 年（調）第 1 号事件

| | |
|---------------------------|---|
| 申請日：平成 18 年 5 月 18 日 |) |
| あっせん 1 回 | |
| 終結日：平成 18 年 6 月 21 日（打切り） | |

平成 18 年（調）第 1 号事件は、労働組合から、被申請者が労使合意形成の約束を守り、新制度については継続協議とすることをあっせん事項として申請された事件であった。

平成 18 年 6 月 13 日に第 1 回あっせんを実施し、労使双方の歩み寄りを図るためにあっせんを進めた。調整の結果、労使双方の主張に歩み寄りが見られたことから、あっせん案を提示し受諾の可否については 6 月 20 日まで回答するよう文書を交付した。

平成 18 年 6 月 14 日付けあっせん案に対し、申請者側からは受諾の回答があったものの、被申請者側から拒否の回答があったため、あっせん員の協議の結果、これ以上、労使双方の歩み寄りを図ることは困難であると判断し、あっせんを打ち切った。

平成 18 年（調）第 2 号事件

| | |
|--------------------------------|---|
| 申請日：平成 18 年 9 月 14 日（受理日 15 日） |) |
| あっせん 1 回 | |
| 終結日：平成 18 年 9 月 26 日（解決） | |

平成 18 年（調）第 2 号事件は、労働組合から、労働協約の締結をあっせん事項として申請された事件であった。

平成 18 年 9 月 26 日に第 1 回あっせんを実施し、労使双方の歩み寄りを図るためあっせんを進めた。調整の結果、労使双方の主張に歩み寄りが見られたことから、あっせん案を提示したところ、労使双方がその場で受諾し、本事件は解決した。

【平成 19 年】

平成 19 年に係属した調整事件は 3 件で、全てあっせんであった。

平成 19 年（調）第 1 号事件

〔申請日：平成 19 年 3 月 28 日
終結日：平成 19 年 5 月 29 日（打切り）〕

平成 19 年（調）第 1 号事件は、労働組合から、組合員 A の賃金の大幅引き下げを強行せず、雇い止めを撤回することをあっせん事項として申請された事件であった。

被申請者側から団体が解散・消滅した旨の文書提出があり、実情調査ではあっせんを受託する団体が存在しなくなったことを頑なに主張しているため、会長は当該あっせんをこれ以上継続することは困難であるとの考えを示したうえで、審査調整課参事をあっせん員に指名し、同日、同参事はあっせんを打ち切った。

平成 19 年（調）第 2 号事件

〔申請日：平成 19 年 7 月 26 日（受理日 27 日）
終結日：平成 19 年 10 月 12 日（打切り）〕

平成 19 年（調）第 2 号事件は、労働争議団から、職員給与に関する規程、職員の退職金規程及び基金積立規程の改定の撤回をあっせん事項として申請された事件であった。

被申請者側からあっせんを応諾しない旨の回答文書が送付されたため、会長は当該あっせんをこれ以上継続することは困難であるとの考えを示したうえで、審査調整課参事をあっせん員に指名し、同日、同参事はあっせんを打ち切った。

平成 19 年（調）第 3 号事件

〔申請日：平成 19 年 8 月 20 日
あっせん 1 回
終結日：平成 19 年 8 月 30 日（打切り）〕

平成 19 年（調）第 3 号事件は、労働組合から、組合員 A の解雇を 8 月 31 日に強行せず、労働組合と十分な話し合いを行うことをあっせん事項として申請された事件であった。

平成 19 年 8 月 30 日に第 1 回あっせんを実施し、労使双方の歩み寄りを図るためにあっせんを進めた。調整の結果、労使双方の主張の隔たりが大きいことから、あっせん員の協議の結果、これ以上、労使双方の歩み寄りを図ることは困難であると判断し、あっせんを打ち切った。

【平成 20 年】

平成 20 年に係属した調整事件は 2 件で、全てあっせんであった。

平成 20 年（調）第 1 号事件

〔申請日：平成 20 年 2 月 5 日（受理日 8 日）
あっせん 1 回
終結日：平成 20 年 2 月 22 日（解決）〕

平成 20 年（調）第 1 号事件は、使用者から、賃金改定（賃下げ）をあっせん事項として申請された事件であった。

平成 20 年 2 月 22 日に第 1 回あっせんを実施し、労使双方の歩み寄りを図るためあっせんを進めた。調整の結果、労使双方の主張に歩み寄りが見られたことから、協定書の締結によ

り解決を図ることとなり、労使双方がその場で協定書を締結し、本事件は解決した。

平成 20 年（調）第 2 号事件

〔申請日：平成 20 年 11 月 28 日
あっせん 1 回
終結日：平成 20 年 12 月 26 日（解決）〕

平成 20 年（調）第 2 号事件は、労働組合から、①組合員 A の件の団体交渉について、理事長出席のもとで誠実に応ずること、②組合員 A に関わる以前の経過をふまえた再発防止策について、③組合員 A の今年 4 月からの昇給をあっせん事項として申請された事件であった。

平成 20 年 12 月 26 日に第 1 回あっせんを実施し、労使双方の歩み寄りを図るためにあっせんを進めた。調整の結果、労使双方の主張に歩み寄りが見られたことから、あっせん案を提示したところ、労使双方がその場で受諾し、本事件は解決した。

【平成 21 年】

平成 21 年に係属した調整事件は 5 件で、全てあっせんであった。

平成 21 年（調）第 1 号事件

〔申請日：平成 21 年 3 月 11 日
終結日：平成 21 年 3 月 31 日（打切り）〕

平成 21 年（調）第 1 号事件は、労働組合から、平成 21 年 3 月末で強行されようとしている臨時雇用の組合員の雇い止めの白紙撤回をあっせん事項として申請された事件であった。

あっせん申請受付後、被申請者側に対しあっせんに応じるよう働きかけたが、あっせんに応じない旨の回答があったため、会長は当該あっせんをこれ以上継続することは困難であるとの考えを示したうえで、審査調整課長をあっせん員に指名し、同日、同審査調整課長はあっせんを打ち切った。

平成 21 年（調）第 2 号事件

〔申請日：平成 21 年 5 月 21 日
あっせん 1 回
終結日：平成 21 年 6 月 10 日（解決）〕

平成 21 年（調）第 2 号事件は、労働組合から、賃金引き上げ、賃金回答の時期及び団体交渉の時間の持ち方をあっせん事項として申請された事件であった。

平成 21 年 6 月 10 日に第 1 回あっせんを実施し、労使双方の歩み寄りを図るためにあっせんを進めた。調整の結果、賃金引き上げ等については、労使双方の主張の隔たりが大きく、あっせん案の提示には至らなかったが、団体交渉の時間の持ち方については、労使双方の主張に歩み寄りが見られたことから、あっせん案を提示したところ、労使双方がその場で受諾し、本事件は解決した。

平成 21 年（調）第 3 号事件

〔申請日：平成 21 年 5 月 27 日
あっせん 1 回
終結日：平成 21 年 7 月 1 日（解決）〕

平成 21 年（調）第 3 号事件は、労働組合から、組合員 A の退職金をあっせん事項として申請された事件であった。

平成 21 年 7 月 1 日に第 1 回あっせんを実施し、労使双方の歩み寄りを図るためにあっせんを

進めた。調整の結果、労使双方の主張に歩み寄りが見られたことから、あっせん案を提示したところ、労使双方がその場で受諾し、本事件は解決した。

平成 21 年（調）第 4 号事件

〔申請日：平成 21 年 7 月 17 日
あっせん 1 回
終結日：平成 21 年 8 月 6 日（打切り）〕

平成 21 年（調）第 4 号事件は、労働組合から、組合員 A の勤務・労働条件をあっせん事項として申請された事件であった。

平成 21 年 8 月 6 日に第 1 回あっせんを実施し、労使双方の歩み寄りを図るためあっせんを進めた。調整の結果、労使双方の主張の隔たりが大きいことから、あっせん員の協議の結果、これ以上、労使双方の歩み寄りを図ることは困難であると判断し、あっせんを打ち切った。

平成 21 年（調）第 5 号事件

〔申請日：平成 21 年 8 月 31 日
あっせん 1 回
終結日：平成 21 年 9 月 7 日（解決）〕

平成 21 年（調）第 5 号事件は、使用者から、組合員 A の懲戒処分をあっせん事項として申請された事件であった。

平成 21 年 9 月 7 日に第 1 回あっせんを実施し、労使双方の歩み寄りを図るためあっせんを進めた。調整の結果、労使双方の主張に歩み寄りが見られたことから、あっせん案を提示したところ、労使双方がその場で受諾し、本事件は解決した。

【平成 22 年】

平成 22 年に係属した調整事件は 1 件で、あっせんであった。

平成 22 年（調）第 1 号事件

〔申請日：平成 22 年 7 月 21 日（労働者）
平成 22 年 7 月 22 日（使用者）
あっせん 2 回
終結日：平成 22 年 8 月 30 日（打切り）〕

平成 22 年（調）第 1 号事件は、労使双方から、①労働賃金及び慰謝料請求事件に関するここと、②組合員 A への労働条件変更通知について、③組合員 B の解雇をあっせん事項として申請された事件であった。

平成 22 年 7 月 26 日に第 1 回あっせん、同年 8 月 30 日に第 2 回あっせんを実施し、労使双方の歩み寄りを図るためにあっせんを進めた。調整の結果、労使双方の主張の隔たりが大きいことから、あっせん員の協議の結果、これ以上、労使双方が歩み寄りを図ることは困難であると判断し、あっせんを打ち切った。

【平成 23 年】

平成 23 年に係属した調整事件は 1 件で、あっせんであった。

平成 23 年（調）第 1 号事件

申請日：平成 23 年 11 月 15 日

あっせん 1 回

終結日：平成 24 年 1 月 19 日（解決）

平成 23 年（調）第 1 号事件は、労働組合から、①商品の月別売上集計表及び経費明細書の開示、②平成 21 年引っ越し以降に社長が住んでいた 2 階住居部分費用を経費で支払っていたとしたら全て会社に戻すこと、③平成 21 年引っ越し以降に社長が 2 階住居部分費用を経費で支払っていたとしたら、売上不足を理由に減額された賞与の差額を返還すること、④集金パートへの契約報奨金の未支給分の支払い、⑤従業員の他区域集金手当の支払い、⑥折込パートへの手当カット分の復活、⑦折込パートへの給与計算ミス分の支払いをあっせん事項として申請された事件であった。

平成 24 年 1 月 19 日に第 1 回あっせんを実施し、労使双方の歩み寄りを図るためあっせんを進めた。調整の結果、労使双方の主張に歩み寄りが見られたことから、あっせん案を提示したところ、労使双方がその場で受諾し、本事件は解決した。

【平成 24 年】

平成 24 年に係属した調整事件は 2 件（うち繰越しからの 1 件（平成 23 年（調）第 1 号事件））で、全てあっせんであった。

平成 24 年（調）第 1 号事件

申請日：平成 24 年 10 月 1 日

終結日：平成 24 年 11 月 14 日（取下げ）

平成 24 年（調）第 1 号事件は、労働組合から、会社側が団体交渉に応じ円満な労使関係を作ることをあっせん事項として申請された事件であった。

その後、労使間で団体交渉が実施されたことを受けて、平成 24 年 11 月 14 日に申請者側からのあっせん申請取下げにより、本事件は終結した。

【平成 25 年】

平成 25 年に係属した調整事件は 2 件で、全てあっせんであった。

平成 25 年（調）第 1 号事件

申請日：平成 25 年 2 月 25 日

あっせん 1 回

終結日：平成 25 年 4 月 9 日（解決）

平成 25 年（調）第 1 号事件は、労働組合から、組合員 A の未払い残業代請求及び賞与支払いをあっせん事項として申請された事件であった。

平成 25 年 4 月 9 日に第 1 回あっせんを実施し、労使双方の歩み寄りを図るためあっせんを進めた。調整の結果、労使双方の主張に歩み寄りが見られたため、あっせん案を提示したところ、労使双方がその場で受諾し、本事件は解決した。

平成 25 年（調）第 2 号事件

申請日：平成 25 年 5 月 23 日

あっせん 1 回

終結日：平成 25 年 7 月 3 日（解決）

平成 25 年（調）第 2 号事件は、労働組合から、2013 年度春闘における、①人事評価分布状況、②平均賃上げ額と昇給率、③賃上げゼロの人数を開示することをあっせん事項として申請された事件であった。

平成 25 年 7 月 3 日に第 1 回あっせんを実施し、労使双方の歩み寄りを図るためあっせんを進めた。調整の結果、労使双方の主張に歩み寄りが見られたことから、あっせん案を提示したところ、労使双方がその場で受諾し、本事件は解決した。

【平成 26 年】

平成 26 年に係属した調整事件は 2 件で、全てあっせんであった。

平成 26 年（調）第 1 号事件

申請日：平成 26 年 9 月 8 日

終結日：平成 26 年 11 月 17 日（取下げ）

平成 26 年（調）第 1 号事件は、労働組合から、月例賃金の上積みをあっせん事項として申請された事件であった。

あっせん申請受付後、被申請者側に対しあっせんに応じるよう働きかけたが、あっせんに応じない旨の回答があった。この旨を申請者に報告したところ、平成 26 年 11 月 17 日に申請者からのあっせん申請取下げにより、本事件は終結した。

平成 26 年（調）第 2 号事件

申請日：平成 26 年 9 月 8 日

終結日：平成 26 年 11 月 17 日（取下げ）

平成 26 年（調）第 2 号事件は、労働組合から、月例賃金の上積みをあっせん事項として申請された事件であった。

あっせん申請受付後、被申請者側に対しあっせんに応じるよう働きかけたが、あっせんに応じない旨の回答があった。この旨を申請者に報告したところ、平成 26 年 11 月 17 日に申請者側からのあっせん申請取下げにより、本事件は終結した。

なお、平成 26 年（調）第 1 号事件及び第 2 号事件は、代表取締役会長及び代表取締役社長が同じであった。

【平成 27 年】

平成 27 年に係属した調整事件は 1 件で、あっせんであった。

平成 27 年（調）第 1 号事件

申請日：平成 27 年 4 月 10 日（受理日 13 日）

あっせん 2 回

終結日：平成 27 年 9 月 16 日（打切り）

平成 27 年（調）第 1 号事件は、使用者から、①懲戒処分について、②平成 26 年夏季賞与不支給、③平成 26 年末賞与の減額について、④求人広告の給与より低い給与で働いている従業員の給与の取扱いをあっせん事項として申請された事件であった。

平成 27 年 8 月 20 日に第 1 回あっせん、同年 9 月 16 日に第 2 回あっせんを実施し、労使双方の歩み寄りを図るためあっせんを進めた。調整の結果、労使双方の主張の隔たりが大きいことから、あっせん員の協議の結果、これ以上、労使双方の歩み寄りを図ることは困難であると判断し、あっせんを打ち切った。